

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>特定個人情報</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (5) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> (6) <u>保有特定個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u> (7) <u>特定個人情報ファイル</u> <u>番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(特定個人情報保護評価)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

(収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的を明らかにして、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)から(6)まで <省略>

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)及び(5) <省略>

2 <省略>

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外

(4) <省略>

(5) <省略>

(収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的を明らかにして、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 個人の生命、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)から(6)まで <省略>

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報を利用し、又は実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 個人の生命、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)及び(5) <省略>

2 <省略>

の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な管理について必要な措置を講ずること

はその適正な管理について必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(開示請求)

第15条 <省略>

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) <省略>

(2) 前号に掲げる者のほか、本人が請求することができないやむを得ない理由がある場合において本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）

3 死者の保有個人情報については、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者（以下「法定相続人等」という。）は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等自身の個人情報でもありとみなすことのできるものに限り、法定相続人等の保有個人情報として開示請求することができる。ただし、当該死者の保有個人情報に個人番号が含まれる場合にあつては、この限りでない。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

を求めなければならない。

(開示請求)

第15条 <省略>

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) <省略>

(2) 前号に掲げる者のほか、本人が請求することができないやむを得ない理由がある場合において実施機関が認める代理人（以下「代理人」という。）

3 死者の保有個人情報については、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者（以下「法定相続人等」という。）は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等自身の個人情報でもありとみなすことのできるものに限り、法定相続人等の保有個人情報として開示請求することができる。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア <省略>

イ 人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ <省略>

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ <省略>

(5) 開示することにより、人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6)及び(7) <省略>

(訂正請求)

第28条 <省略>

2 <省略>

3 死者の保有個人情報、法定相続人等に限り訂正請求をすることができる。ただし、当該死者の保有個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。

4 <省略>

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合に

(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア <省略>

イ 個人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ <省略>

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ <省略>

(5) 開示することにより、個人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6)及び(7) <省略>

(訂正請求)

第28条 <省略>

2 <省略>

3 死者の保有個人情報、法定相続人等に限り訂正請求をすることができる。

4 <省略>

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合に

において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

(1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。）

当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

(利用停止請求)

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1)及び(2) <省略>

2 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必

において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1)及び(2) <省略>

<p><u>要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき</u> 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <u>番号法第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有特定個人情報の提供の停止</p>	
<p>3 <u>法定代理人又は代理人は、本人に代わって前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u></p>	<p>2 <u>法定代理人又は代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u></p>
<p>4 <u>死者の保有個人情報は、法定相続人等に限り利用停止請求をすることができる。ただし、当該死者の保有個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>死者の保有個人情報は、法定相続人等に限り利用停止請求をすることができる。</u></p>
<p>5 <u>利用停止請求は、保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条から第38条までにおいて同じ。）の開示を受けた日から起算して90日以内にならなければならない。</u></p> <p>(利用停止請求の方法)</p>	<p>4 <u>利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にならなければならない。</u></p> <p>(利用停止請求の方法)</p>
<p>第36条 <省略></p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項の規定による利用停止請求にあっては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第4項の規定による利用停止請求にあっては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること）を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>第36条 <省略></p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第3項の規定による利用停止請求にあっては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること）を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p>

<p>3 <省略> (他の法令等との調整)</p> <p>第46条 法令等に、個人情報記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令の定めるところによるものとする。ただし、<u>特定個人情報の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付に関する定めは除く。</u></p>	<p>3 <省略> (他の法令等との調整)</p> <p>第46条 法令等に、個人情報記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令の定めるところによるものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条の次に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第10条の次に2条を加える改正規定（第10条の3に係る部分に限る。） 平成27年10月5日
- (3) 第10条の次に2条を加える改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）並びに第34条及び第35条の改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日